

神河町立神河中学校

【校則・きまり】と【マナー】

☆「校則やきまり」を全員が理解してしっかり守ろう！

☆マナーを守り安心して暮らせる環境を！！

☆日本のルール、神河町のルール、人としてのマナー！

2026年度

2024年12月改定

頭髪・服装に関する規定

1. 頭髪・身なりはファッションを意識したものではないこと。

	男 子			女 子			
頭髪	○ 毛染め・脱色・パーマ・整髪料の使用は禁止						
	○ 極端なカット(剃り込み・リーゼント・モヒカン等)は禁止 「極端な」という言葉をよく考え、学校生活にふさわしい髪形をよく考える。						
	○ 眉ぞりは禁止						
	髪が長く生活に支障をきたす、または危険が伴う場合は1つまたは2つに束ねる。 例: 体育の時、給食配膳の時、理科の実験で火を使う時など。						
	※ ゴムの色は黒・紺・茶とする						
	・ヘアピンの使用を認める						
	☆パッチン留め・アメピンのみ使用可						
	☆装飾のついていない物に限る						
	冬服	合服	夏服	冬服	合服 A	合服 B	夏服
名札	○	○	○	○	○	○	○
校章	○			○	○		
リボン				○	○	○	○

2. 制服

	男 子		女 子	
冬服	・黒色のつめ襟標準学生服 ・黒ズボン(ダブル裾)黒皮ベルト ・長袖白カッターシャツ ・校章、名札		・上着 学校指定の紺色ブレザー ・スカート 学校指定の紺色ひだスカート ・スラックス 学校指定のスラックス ・ブラウス 学校指定の長袖白ブラウス ・赤リボン、校章、名札	
合服	・白カッターシャツ(長袖) ・黒ズボン 黒皮ベルト ・名札		A	・ベスト 学校指定の紺色のベスト ・スカート 冬服と同じ(夏用も可) ・スラックス 冬服と同じ(夏用も可) ・ブラウス 冬服と同じ ・赤リボン、校章、名札
			B	・スカート 冬服と同じ ・スラックス 冬服と同じ ・ブラウス 冬服と同じ ・赤リボン、名札

夏服	・白カッターシャツ(半袖) ・黒ズボン(冬用も可) - 黒皮ベルト ・名札	・ブラウス 学校指定の半袖ブラウス ・スカート 学校指定の紺色ひだスカート (冬用も可) ・スラックス 学校指定のスラックス ・赤リボン、名札
----	--	--

・カッターシャツ・ブラウスの下にはシャツを着用する。(ハイネックは禁止)

※シャツは白・グレー・ベージュなど透けにくい色で、無地のものとする。

・学校生活は基本的に制服を着用する。但し、体育の授業、学校や授業担当者が指定する場合は体操服で活動する。

・下校は体操服や部活動の練習着でもかまわない。

・冬期は学校指定のスクールセーターの着用を許可する。

※ スクールセーターが一番外側になる場合は、スクールセーターに名札を着用する。

※ 校内では、一番外側の服に名札をつける。

・冬期は黒タイツ(スパッツ)やウインドブレーカーの着用を許可する。

※ ウインドブレーカーを着用して授業を受けることは原則禁止。

★着用期間〈男女とも〉(目安)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	冬	冬						冬	冬	冬	冬	冬
		合A	合B				合B	合A				
			夏	夏	夏	夏	夏					

・移行期間も含めた衣替えの時期については、学校から生徒に連絡する。

3. 靴

・男女とも、白一色の運動靴(ひもタイプ)。→かかと部分に記名する。

・雨天時や積雪時は、雨靴を履いてもよい。

・上履きは学校指定のものとし、体育館シューズと兼用とする。→かかと部分に記名する。

4. 靴下

＜男子・女子共通＞

・白・黒の無地ものとする。

・長さの指定は無いが、行事や儀式のときは、その場にあったふさわしい靴下を着用する。

また、行事ごとに決められた場合はその指示に従う。

・ワンポイントのソックスは禁止。(ワンポイントの定義が難しいため)

5. カバン

- ・カバンは学校指定の正カバン（リュック型）と補助バッグとする。

学校行事等で補助バッグでの登校を指定する場合を除き、正カバンのみか、正カバン+補助バッグで登校する。（行事など、特別な指示がない場合、補助バッグのみでの登校は禁止）

6. 体操服＜男女共通＞

- ・長袖上下、半袖上下とも、学校指定の体操服とする。→体操服内側に記名する。
- ・体育の授業や体育的行事等の際には学校指定の体操帽を着用する。→内側に記名する。

7. その他の服装等

- ・水泳の授業の水着は小学校で使用していたもので良い。新しく買う場合は紺・黒のスクール水着か競泳用とする。
- ・体育行事や部活動の大会参加等の場合は、体操服登校を許可することがある。
- ・冬のスクールセーターは、学校指定のもののみ着用できる。→裏のラベルに記名する。
- ・マフラー・手袋等の防寒具は、華美でないものとする。着用できる期間は自分の体感温度に合わせてよい。
- ・冬季は登下校にウィンドブレーカーを着用しても良い。着用する場合は、各部で購入するものを使用する。部活動に入っていない生徒は派手でない物を各自購入する。

通学方法及び通学自転車に関する規定

1. 通学方法

方法	地 区 名 （地域も含む）
徒 歩	学校より 1km未満 ・寺前地区全域・上岩地区全域 ・比延地区の一部・鍛冶地区の一部・柏尾地区の一部（柏尾新田バス停以西）
バ ス	<校区全域>長谷小校区・旧越知谷小校区・旧南小田小校区 <地区全域>猪篠地区・大山地区・杉地区・上小田地区・根宇野地区 ・山田地区全域 <自宅からバス停まで自転車通+バス通学が可能な地域> ・奥猪篠地区 ・長谷地区のうち原野・比ノ原・洩地区 ・福本地区7組 ・特別な事情のある生徒

バス・自転車 個人選択	・中村地区全域・粟賀町地区全域・吉富地区全域 ・福本地区の国道312号線より東の地域と、国道以西かつ東山川以北の地域と福本748番地より南の地域 ※福本7組は自転車(福山バス停まで)+バスも可 (7組の自転車置き場、または6組の集会所に置けます) 選択した方法は原則として一年間に変更できません
自転車	学校より 1km以上 ・加納地区全域・貝野地区全域・寺野地区全域・東柏尾地区全域 ・宮野地区全域・高朝田地区全域・大河地区全域・新野地区全域 ・野村地区全域・柏尾地区の一部(柏尾新田バス停以東) ・鍛冶地区の立岩製材所以北・比延地区の日吉神社以南 ・福本地区の国道312号線以西かつ東山川から748番地まで

※休日(土日祝など)や休業日(夏休み・冬休みなど)も通学手段は変更できません。

2. 通学用自転車規定

- ・通学用自転車、男女兼用車等の通学に適した自転車を使用する。
- ・前にカゴ、後ろに荷台とゴムひもを備えていることとする。
- ・正カバンは後ろの荷台にゴムでしっかりとくくる。補助バックは前のかごに入れる。
→ 正カバンを背負っての乗車は禁止
- ・ライトが点灯するものであることとする。
- ・車体色は華美でないものとし、白・シルバー・黒系統が望ましい。
- ・スタンドは両脚スタンドとする。
- ・禁止している自転車
 - ◇ドロップハンドル・セミドロップハンドル・ハイアップハンドル、特殊な変形ハンドル
 - ◇カラスポーク ◇レジャー用自転車・マウンテンバイク・競技用自転車
- ・上記の規定に適合した通学用自転車に鑑札を貼って使用する。(鑑札代は個人負担とする)
- ・通学時、信号や横断歩道の有無にかかわらず、車の通る道路の横断時は自転車から降りて押してわたる。
- ・学校の敷地内は自転車から降りて押して歩く。(正門前の道路も敷地内とします)
- ・通学はもちろん、下校後や休日に自転車に乗る場合も、必ずあごひもを装着した状態で、ヘルメットを着用すること。(町より自転車通学生に支給されるヘルメットと同じ物を購入することもできる。校章シールのみも購入できる)

- ・ かご、荷台の変形や電飾、アクセサリーの装着など、自転車の改造は禁止。
- ・ 雨天時、自転車通学生はカッパ(雨具)を着用する。カッパの下は体操服でも良い。
その場合、制服を忘れないようにする持参する。(カッパを着用しないのに体操服で登校するのは不可)
- ・ 規定違反については、指導するとともに自転車通学停止・禁止の処分をする場合がある。
- ・ 必要に応じて自転車規定を変更する場合がある。

中学校生活に関するきまり

「きまり」は集団生活をスムーズに運ぶために設定されるもので、個人を束縛(そくばく)するものではありません。むしろ、集団の決まりを守ることが個人の安全や自由を保障することにつながります。神河中学校では『「校則」を「きまり(ルール)」に、「きまり」を「マナー」に、「マナー」を明文化しなくていいようにしよう』と、生徒と先生が一緒になって取り組んでいます。

1. 持ち物について

- 持ち物にはすべて名前を書く。
 - 学習や部活動に必要な不要物を学校に持って来ない。
 - バス通学生の定期入れは、機能的なものとする。スクールバスは朝の乗車時と下校の降車時に確実に定期を見せる。路線バスは降車時に確実に定期を見せる。
- カバンは、学校指定の通学カバンと補助バッグとし、シールをはったり、アクセサリー・キーホルダーはつけない。
- 必要のない現金は持ってこない。(部活の集金などは朝練習・朝学活時に先生に渡す)
- お茶は年間を通して持参してもよい。スポーツドリンクは5月～10月末まで、および休日の部活動時は持参してもよい。

2. 学校生活

- 欠席・遅刻の連絡は、7時半～8時の間に必ず保護者から学校へ連絡してもらう。
- 登校完了時刻(8時00分)以降に登校した場合は、職員室に立ち寄り、「遅刻届」を記入し、授業担当の先生、もしくは担任の先生に提出する。
- 登校時間 7時40分以降に登校する。
- 登校後の流れ
 登校→教室で待機(カバンの整理等)
 *1時間目に体操服での授業がある場合は登校後すぐに着替える。
- 正カバンと補助バックは教室の自分の棚に入れる。
- 部活動の練習着への着替えは学年や部活動で決められた更衣場所を利用する。
- 放課後は自分のカバンは部活動の活動場所に持って行く。
- 体育館の南側通路は土足禁止。
- 登校時に北門を利用する生徒は、体育館北側の自転車置き場の方を通る。

- 屋外の部活動が活動場所を使えないときは、廊下や部室前などをローテーションで使用する。
 階段はせまいため、絶対に走らない。
- エレベーターは、怪我など必要のある人の利用や給食のコンテナを運ぶために使うものとする。
- 校舎内の廊下・階段は右側通行とし、走らない。
- 休憩時間等、自分の所属クラス以外の教室に入らない。

3. その他 (◎は神崎郡内すべての中学校で共通事項です。)

- ◎ 町外への外出は、保護者の責任のもとで。
 T.P.O. (Time=時 Place=場所 Occasion=場合)に応じた中学生らしい服装を心がける。
- ◎ カラオケハウスへの出入りは、保護者同伴の場合のみとする。
- ◎ ボウリング場、映画館、飲食店の利用は保護者が許可した場合のみとする。
- ◎ ゲームセンターへは保護者同伴でも出入り禁止とする。
- ◎ 中学生同士の外泊は禁止とする。
- ◎ 自転車に乗る時は、平日・休日にかかわらず、必ずヘルメットを着用する。
- ◎ 平日・休日にかかわらず、登下校時に買い食いをしない。
- ◎ 休日や放課後に学校に来る場合も、制服もしくは体操服で来ること。
- ◎ 毛染め・眉ぞり・極端に一部分を短くカットするなど、極端にファッションを意識した格好の場合、
 対外行事や部活動の大会に参加させない場合がある。